



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

令和4年労働安全衛生調査（実態調査） 事業所調査票

厚生労働省

法人番号									

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

※ 国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください(労働保険番号ではありません)。

事業所の名称・所在地	※ おそれいますが、上記の法人番号、事業所の名称・所在地に変更や誤りがありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。			
	都道府県番号	一連番号	産業分類番号	個人調査票有=1 企業規模
	2	3	4	5

〔記入上の注意〕

- この調査は、**常用労働者10人以上の民営事業所が対象**です。常用労働者については、最終頁裏面をご参照ください。**常用労働者が10人未満の事業所は下記までご連絡ください。**
- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方がご記入いただくようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、調査票裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、調査票が届いた事業所の**令和4年10月31日現在**の状況をお答えください。
- 設問は該当する項目1つを選択してください。複数回答可であるものは、回答欄が□のように網掛けになっております。また、空欄には右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 事業所の名称・所在地欄の「**個人調査票有=1**」の欄に「1」と印字された事業所については、同封の個人調査票の配布をお願いします。
- 調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。調査票の提出は、**11月20日**までをお願いします。
- ご質問等は、下記の連絡先にお問い合わせください。**問い合わせ先：**
厚生労働省労働安全衛生調査（実態調査）調査事務局（株式会社TGS）
電話：0120-526-327

I 企業及び事業所に関する事項

1 企業全体(貴事業所を含めた企業全体)の**10月31日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

5,000人以上	1
1,000～4,999人	2
300～999人	3
100～299人	4
50～99人	5
30～49人	6
10～29人	7

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

記入担当者	氏名	
	電話	内線
	e-mail	
事業所の主な生産品又は事業の内容		

この調査は常用労働者10人以上の事業所が対象です
以下の設問は、調査票に記載している所在地の事業所についてのみ回答してください

2 貴事業所において従事する者のうち、**10月31日時点**の常用労働者は何人ですか。
※(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者(注1)		7
正社員(注2)		9
契約社員(注3)		10
パートタイム労働者(注4)		11

3 貴事業所において**10月31日時点**の派遣労働者(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。□
※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者(注5)		8
-----------	--	---

※ (注1)～(注5)は最終頁の裏面を参照してください。

問1 メンタルヘルス対策に関する事項**(注6) メンタルヘルス対策**

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

(注7) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

※メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の人数には、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含めませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社への派遣労働者を含めてください。

(注8) 衛生委員会

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦(労働組合がある場合には労働組合の推薦)によって事業者が指名した者によることとされています。

(注9) 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会に該当します。

(注10) 事業所内の産業保健スタッフ

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源(専門医療機関など)とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

(注11) ストレスチェック

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、労働者のストレスについて調査票を用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

(注12) 集団(部、課など)ごとの分析

個人のストレスチェックの結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

(注13) 職場復帰支援プログラム

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

(注14) 地域産業保健センター(地域窓口)

労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師等が対応します。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されています。

(注15) 産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス(職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等)を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター(地域窓口)」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っています。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、各都道府県に設置されています。

(注16) 他の外部機関

精神保健福祉センター、中央労働災害防止協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

II 安全衛生関係について

問1 メンタルヘルス対策(注6)に関する事項

(1) 貴事業所において、**過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)**に、**メンタルヘルス不調により**連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者(注7)がいましたか。(貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。)

いた	1	→	いた場合は、それぞれの人数をお答えください。	
いない	2		連続1か月以上の休業者数	13
			退職者数	14

同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人としてください。
 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。

(2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、貴事業所の衛生委員会(注8)又は安全衛生委員会(注9)での調査審議	0 1	取り組んでいる	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注13)の策定を含む)	1 0		
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	0 2		メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	1 1		
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	0 3		外部機関の活用	地域産業保健センター(地域窓口)(注14)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 2	
	教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供			0 4	産業保健総合支援センター(注15)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 3
		メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供			0 5	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 4
		メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注10)への教育研修・情報提供			0 6	他の外部機関(注16)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 5
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注11)結果の集団(部、課など)ごとの分析(注12)を含む)	0 7		メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	1 6		
	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	0 8		その他のメンタルヘルス対策()	1 7		
	ストレスチェックの実施	0 9		取り組んでいない	1 8		

① ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	実施していない
1	2

② 集団ごとの分析結果を活用しましたか。**該当する項目すべて**を選んでください。

次頁へお進みください

分析結果を活用した	業務配分の見直し	0 1
	人員体制・組織の見直し	0 2
	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	0 3
	職場の物理的環境の見直し	0 4
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	0 5
	相談窓口の設置	0 6
	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	0 7
	従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施	0 8
	貴事業所の衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	0 9
	その他の活用方法	1 0
特に活用していない	1 1	

(3) ① メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由について、**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組み方が分からない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
労働者の関心がない	4
専門スタッフがない	5
該当する労働者がいない	6
その他	7

② 今後メンタルヘルス対策に取り組まれる予定はありますか。

予定している	1
検討中	2
予定していない	3

問2 職場の感染防止対策に関する事項

(注17) 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)における注意喚起

休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるため注意を呼びかける、壁にポスターを掲示するなどにより注意喚起を行うことをいいます。

(参考) 感染リスクが高まる「5つの場面」 https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(注18) 化学物質を製造している

主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカーなどです。

(注19) 化学物質を商品として譲渡・提供している

主に商社、販売代理店などです。

(注20) 化学物質を使用している

例として加工、洗浄等に使用する一般ユーザーをいいます。

(注21) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

(注22) 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質

同条で譲渡・提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質やこれらを含む物が該当します。

(注23) 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質

危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質のうち、安全データシート(SDS)の交付が義務づけられていないが、労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に安全データシート(SDS)の交付が努力義務とされているものをいいます。

問2 職場の感染防止対策に関する事項

貴事業所では、**過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)**に、職場における感染症対策を実施しましたか。実施した内容について、**該当する項目すべて**を選んでください。

対策を実施した	マスク着用の徹底	01	対策を実施した	抗原簡易キット等を活用した検査(キットの配布や検査費用の補助も含む)	09
	手洗いや手指消毒の励行	02		時差出勤の実施	10
	咳エチケットの励行	03		昼休みの時差取得	11
	複数人が触れる箇所・備品等の消毒	04		テレワークの実施	12
	定期的な換気	05		テレビ会議やweb会議の活用による人との接触の抑制	13
	仕切りの設置	06		発熱等の症状がある従業員の出勤自粛要請	14
	従業員間の距離確保	07		その他 の対策	15
	居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)における注意喚起(注17)	08	実施しなかった	16	

20

問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 貴事業所では、化学物質を取り扱っていますか。取り扱っている場合は、**該当する項目すべて**を選んでください。

化学物質を取り扱っている			取り扱っていない	わからない
製造している(注18)	譲渡・提供している(注19)	使用している(注20)		
1	2	3	4	5

5頁へお進みください

(2) 化学物質を取り扱っている場合はお答えください。貴事業所で取り扱っている化学物質について、リスクアセスメント(注21)を実施していますか。化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

- A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注22)
- B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注23)

該当する化学物質について	リスクアセスメントを実施している	すべて実施している	A	B
		一部実施している	1	1
	リスクアセスメントを全く実施していない	2	2	
該当する化学物質を使用していない	3	3		
該当する化学物質を使用していない	4	4		
該当する化学物質を使用しているかわからない	5	5		

該当する化学物質について、リスクアセスメントを実施していない理由は何ですか。化学物質の種類別に、**該当する項目すべて**を選んでください。

十分な知識を持った人材がない	A	B
	01	01
リスクアセスメントの制度を知らない	02	02
実施方法がわからない	03	03
実施に手間やコストがかかる	04	04
労働災害が発生していない	05	05
特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則などの個別の規則を守っていれば十分なため	06	06
実施しなくても罰則がないため	07	07
有害な化学物質等を使用していると認識していない	08	08
作業者が直接ばく露するような作業がない	09	09
その他の実施していない理由	10	10

24

25

問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項（続き）**（注24）GHSラベル**

GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質の容器や包装に表示するラベルをいいます。ラベルには名称や危険有害性を表す絵表示等を表示することとされています。

<危険有害性を表す絵表示の例>



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

(区分1～区分3)



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性 等



急性毒性（区分4）

皮膚刺激性（区分2）

眼刺激性（区分2A）

（注25）労働安全衛生法第57条に該当する化学物質

同条で譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質や、これらを含む物等が該当します。

（注26）労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質

危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質のうち、化学物質の容器等にGHSラベルを表示することを義務づけられてはいないが、労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者にGHSラベルの表示が努力義務とされているものをいいます。

（注27）安全データシート（SDS）

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

過去にSDSを交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合は、交付しているものとみなし回答してください。

なお、SDS（Safety Data Sheet）は、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

**この頁は化学物質を「製造」「譲渡・提供」している事業所がお答えください
化学物質を「製造」「譲渡・提供」していない事業所は次頁へお進みください**

問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項(続き)

(3) 貴事業所において、化学物質を**製造又は譲渡・提供**している場合はお答えください。

① 貴事業所では、化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、GHSラベル(注24)の容器・包装への表示を行っていますか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注25)

B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注26)

		A	B
該当する化学物質について	GHSラベルを表示している	すべての製品に表示している	1
		一部の製品に表示している	2
		譲渡・提供先から求めがあれば表示している	3
	GHSラベルを全く表示していない		4
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない		5	5
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない		6	6
		26	27

該当する化学物質についてGHSラベルをすべて表示しない理由は何ですか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

		A	B
費用がかかる		1	1
どのように表示するかわからない		2	2
譲渡・提供先から要望がないため		3	3
GHSラベルの表示制度について知らないため		4	4
義務対象となっていないため		/	5
		28	29

② 化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、安全データシート(SDS)(注27)を交付していますか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

		A	B
該当する化学物質について	SDSを交付している	すべての製品に交付している	1
		一部の製品に交付している	2
		譲渡・提供先から求めがあれば交付している	3
	SDSを全く交付していない		4
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない		5	5
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない		6	6
		30	31

該当する化学物質についてSDSをすべての製品に交付しない理由は何ですか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

		A	B
費用がかかる		1	1
どのようにSDSを作成するかわからない		2	2
譲渡・提供先から要望がないため		3	3
SDS交付制度について知らないため		4	4
義務対象となっていないため		/	5
		32	33

問4 産業保健に関する事項

(注28) 一般健康診断

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいいます。人間ドックを実施している場合であっても、以下の法定の検査項目について、毎年定期的を実施していれば、一般健康診断を実施したものとしてください（労働安全衛生規則第44条）。

(1)既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査、(2)自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3)身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4)胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5)血圧の測定、(6)貧血検査、(7)肝機能検査、(8)血中脂質検査、(9)血糖検査、(10)尿検査、(11)心電図検査

(注29) 医療保険者

健保組合、協会けんぽの他、市区町村国民健康保険、国民健康保険組合、共済組合等をいいます。

(注30) 労働安全衛生法に基づく歯科健診

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、特定の有害物を取り扱う労働者や有害な作業環境下(※)で働く労働者に対し、「歯科医師による健康診断（歯科特殊健康診断）」を行うこととされています。

※塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

問4 産業保健に関する事項

(1) 貴事業所では、**過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)**に一般健康診断(注28)を実施しましたか。
「実施しなかった」又は「対象者がいない」場合は、(2)へお進みください。

		対象者がいる		対象者が いない	
		実施した	実施しな かった		
正社員		1	2	3	34
契約社員		1	2	3	35
パートタイム 労働者	正社員の週所定労働時間の 4分の3以上 働くパートタイム労働者	1	2	3	36
	正社員の週所定労働時間の 2分の1以上 4分の3未満 働くパートタイム労働者	1	2	3	37
	正社員の週所定労働時間の 2分の1未満 働くパートタイム労働者	1	2	3	38

① 貴事業所では、一般健康診断の結果に基づき、所見のあった労働者に対して何らかの措置を講じましたか。
該当する項目すべてを選んでください。

所 見 働 の 者 あ が つ い た	健康管理等について医師又は 歯科医師から意見を聴いた	0 1	所 見 働 の 者 あ が つ い た	作業環境管理・作業管理の見直しの ため、作業環境測定を実施した	0 6
	地域産業保健センター（地域窓口）の医師 又は歯科医師から意見を聴いた	0 2		作業環境管理・作業管理の見直しの ため、施設又は設備の整備・改善をした	0 7
	特に健康の保持に努める必要がある労働者に 対して医師又は保健師による保健指導を行った	0 3		その他の措置	0 8
	就業場所の変更や作業転換の措置をとった	0 4		措置を講じなかった	0 9
	労働時間の短縮や時間外労働の 制限の措置をとった	0 5		所見のあった労働者はいない	1 0

② 貴事業所では、一般健康診断の費用は
誰が負担しましたか。

事業主が全額負担	1
事業主が一部負担	2
労働者が全部負担	3

③ 貴事業所では、一般健康診断の対象となる労働者はどの医療保険者
(注29)に加入していますか。**該当する項目すべて**を選んでください。

健保組合	1
協会けんぽ	2
その他の医療保険者	3

④ 貴事業所では、労働者の加入する医療保険者からの求めに応じて、一般健康診断の結果を提供しましたか。
40歳以上と40歳未満について**それぞれお答えください**。
加入する医療保険者が複数ある場合は、一番多くの労働者が加入する医療保険者についてお答えください。

	求められた		求められなかった	労働者 がいない	
	提供した	提供しなかった			
40歳以上	1	2	3	4	42
40歳未満	1	2	3	4	43

(2) ① 貴事業所では、労働安全衛生法に基づく歯科健診(注30)を実施しなければならない業務がありますか。
業務がある場合は、労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施しましたか。

業務が ある	労働安全衛生法に基づく 歯科健診を実施した	1
	労働安全衛生法に基づく 歯科健診を実施しなかった	2
業務がない		3

② 上記以外の歯科健診を実施しましたか。

実施した	1
実施しなかった	2

問4 産業保健に関する事項（続き）

（注31） 傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、がん、ストレス性疾患、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる傷病を抱えながら、就業する労働者のことをいいます。

問5 安全衛生管理体制に関する事項

（注32） 安全委員会

常時50人以上の労働者を使用する一定の業種における事業所において、労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は衛生委員会と同様になります。

（注33） 安全衛生管理計画

事業場の安全衛生管理を計画的、効果的に行うため、一定の期間を定めて作成する計画のことをいいます。

問4 産業保健に関する事項(続き)

(3) 貴事業所には、傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者(注31)のうち、治療と仕事を両立できるような取組はありますか。

① どのような取組ですか。該当する項目すべてを選んでください。

取組がある	通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整)	1	取組がある	労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	5
	相談窓口等の明確化	2		その他の取組()	6
	両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	3	取組がない		7
	両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健スタッフの配置、対応手順の整理等)	4			46

② 取組に関し、困難なことや課題と感じていることについて、該当する項目すべてを選んでください。

困難や課題と感じていること	代替要員の確保	0 1	困難や課題と感じていること	休職を繰り返す労働者への対応	0 9
	上司や同僚の負担	0 2		個人情報の取扱い	1 0
	主治医との連携	0 3		病気や治療に関する情報の入手	1 1
	就業制限の必要性や期間の判断	0 4		治療と仕事の両立の重要性に対する意識啓発	1 2
	復職可否の判断	0 5		社内の相談体制の確保	1 3
	復職後の適正配置の判断	0 6		社外で相談・連携できる組織の活用	1 4
	柔軟な勤務形態の整備	0 7		その他の課題()	1 5
	病状の悪化や再発防止の対策	0 8	特になし	1 6	

以下の設問は50人以上の労働者がいる事業所がお答えください
10~49人の事業所は次頁へお進みください

問5 安全衛生管理体制に関する事項

貴事業所では、安全委員会(注32)、衛生委員会、安全衛生委員会を設置していますか。(本社のみに設置している場合は含めません。)

委員会を設置している				設置していない
安全委員会のみ設置	衛生委員会のみ設置	安全委員会、衛生委員会の両方を設置	安全衛生委員会を設置	
1	2	3	4	5

① 過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)に、何回開催しましたか。

開催した	1~6回	1
	7~11回	2
	12回	3
	13回以上	4
開催しなかった		5

設置していない理由は何ですか。該当する項目すべてを選んでください。

安全管理者等の資格者がいない	1
安全委員会等を開催している時間がない	2
設置するために費用がかかる	3
その他の理由()	4

② 委員会を開催したときの議題はどのような内容でしたか。該当する項目すべてを選んでください。

安全衛生に関する規定の作成及び見直し	0 1	メンタルヘルス対策	0 9
安全衛生管理計画(注33)の作成、評価及び見直し	0 2	労働者の健康情報の取扱い	1 0
安全衛生教育の内容検討、計画の作成及び実施状況の把握	0 3	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置	1 1
労働災害の原因及び再発防止対策	0 4	職場における感染症対策の検討	1 2
職場の安全衛生水準の向上や最適化の推進	0 5	テレワーク時の安全衛生対策の検討	1 3
健康診断の実施及び結果に関する対策	0 6	労働者からの意見・提案の検討	1 4
労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の計画作成	0 7	その他の議題	1 5
過重労働による健康障害防止対策	0 8		

問6 労働災害防止対策に関する事項

(注34) **トラック**

大量の商品を輸送するために使用する車両をいい、軽トラックも含まれます。

SAMPLE

すべての事業所がお答えください

問6 労働災害防止対策に関する事項

(1) 貴事業所では、転倒災害を防止するための対策に取り組んでいますか。**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組んでいる	手すり、滑り止めの設置、段差の解消、照度の確保等の設備の改善	0 1	取り組んでいる	体力測定等による転倒リスクの判定	0 7
	通路、階段、作業場所等の整理・整頓・清掃の実施	0 2		身体機能、体力等に応じた業務、就業場所の変更	0 8
	滑りにくい靴の支給又は推奨	0 3		ストレッチ体操等の体操・運動の実施	0 9
	転倒しやすい場所に注意喚起の標識の掲示等の危険箇所の見える化	0 4		その他の取組	1 0
	転倒予防に関する従業員教育の実施	0 5	取り組んでいない		1 1
	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	0 6			

(2) 貴事業所の敷地内では、**トラック(注34)への商品や資材の積込・積卸し作業**を行っていますか。

行っている	行っていない
1	2

**質問は終わりです。
ご協力ありがとうございました。**

① 誰が行っていますか。

自社の労働者	他社の労働者	自社の労働者と他社の労働者が混在
1	2	3

② 貴事業所の敷地内で**過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)**にトラックへの商品や資材の積込・積卸し作業中の業務上災害(※)の有無についてお答えください。
(自社労働者と他社労働者が混在する事業所は、「自社の労働者」と「他社の労働者」の両方をお答えください。)

	自社の労働者	他社の労働者
業務上災害があった	1	1
業務上災害がなかった	2	2
わからない	3	3

(※) トラックへの商品や資材の積込・積卸し作業中に発生した負傷災害・疾病をいい、他の業務や通勤途中に発生したもの(いわゆる「通勤災害」)は含めません。

③ 貴事業所では、トラックへの商品や資材の積込・積卸し作業における労働災害防止対策を行っていますか。**該当する項目(作業員が自社労働者のみの場合は、12~14の選択肢を除く)すべて**を選んでください。

対策を行っている	荷の積込・積卸し場所への作業員以外の立入禁止	0 1	対策を行っている	トラックの荷台への墜落制止用器具(安全带)の取付け設備の設置	0 9	
	荷の積込・積卸し場所の必要十分な広さの確保	0 2		トラックの荷台への昇降装置の設置	1 0	
	荷の積込・積卸し場所の整理整頓	0 3		トラックの荷台に登るための踏台の設置	1 1	
	荷の積込・積卸し場所及び運搬経路の適切な照度の保持	0 4		他社労働者が混在する事業所が回答	運送業者への作業内容や作業方法の伝達	1 2
	荷の積込・積卸し場所の風雨を防止するための設備の設置	0 5			荷役作業担当者の指名	1 3
	荷の積込・積卸し場所及び荷の運搬経路の死角の改善(ミラー設置など)	0 6			運送業者を交えた安全衛生対策を検討する委員会の開催	1 4
	トラックの荷台と段差のないプラットフォームの設置	0 7		その他の対策	1 5	
	トラックの荷台の外側に設ける作業床の使用	0 8	対策を行っていない	1 6		

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

(注1) **常用労働者**

①又は②のいずれかに該当する者をいいます。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

他社から受け入れた出向者、転籍者も含まれます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている労働者は常用労働者に含めませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、他社に派遣している労働者を常用労働者に含めてください。

(注2) **正社員**

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含めます。）をいいます。

(注3) **契約社員**

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) **パートタイム労働者**

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5) **派遣労働者**

10月31日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいいます。

SAMPLE